

答申個第49号

平成28年5月25日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第35条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年3月20日付け行コ第21号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人宛文書の個人情報開示決定処分についての異議申立てに対する決定（諮問個第63号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年11月26日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「[条件のんだ]を役所の非と認めた(H25/11/18文書頁2)[戸籍再製の手続きが必要になった原因は、本市の非です]と明記してある」の開示を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 実施機関は、(1)の請求に係る公文書として「平成25年11月18日付け文書の決定書」を特定し、条例第19条第1項の規定により、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年12月16日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年2月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人の開示請求について
異議申立人が請求している公文書は、「[条件のんだ]を役所の非と認めた(H25/11/18文書頁2)[戸籍再製の手続きが必要になった原因は、本市の非です]と明記してある」である。
- (2) 請求に係る公文書が存在することについて
「平成25年11月18日付け文書の決定書」には、2ページ目の下から11行目、12行目にかけて、「戸籍再製の手続きが必要になった原因は、本市の非です」と明記されており、異議申立人が請求している公文書として特定できる。
- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

役所のたちの悪さからして、条件のんだ受付ミスを認めるはずがありません。

法的に不可能なことを前々市民窓口課長が勝手に引き受けたけれど、組織として認めませんと前市民窓口課長が明言した。（そして条件のんだは隠ぺいしたことなので謝罪は絶対しませんでしたと言っていた。）

だから「存在」するはずがありません。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求において、異議申立人は平成25年11月18日と日付を指定しており、その日付は本件公文書に対応している。

(2) 本件処分について

ア 異議申立人は、平成25年11月18日と日付を指定し、「「戸籍再製の手続きが必要となった原因は、本市の非です」と明記してあるので開示して下さい」と個人情報開示請求書に記載している。

当審査会が本件公文書を確認したところ、確かに本件公文書には「本件の背景にある戸籍再製の手続きが必要となった原因は、本市の非があることから」とあり、開示請求書の請求内容に合致していることから、本件公文書を特定した実施機関の判断に不合理な点はないと認められる。

イ 異議申立人は、異議申立書において、本件公文書について「役所のたちの悪さからして、条件のんだ受付ミスを認めるはずがありません、だから「存在」するはずがありません」と主張している。確かに本件公文書には「条件のんだ」に該当する表現は出てこないが、上記アのとおり本件開示請求書の内容に合致する表現があり、個人情報開示請求制度の趣旨から、実施機関は開示請求の趣旨をできるだけ広く捉えて公文書を探索すべきであるから、「条件のんだ」に該当する表現がない点だけを捉えて、実施機関が本件公文書を特定したことが誤りであり、本件処分を取り消すべきであるということではできない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年3月20日 諮問（諮問個第63号）

4月20日 実施機関からの理由説明書の提出

5月20日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第2回会議）

平成28年2月26日 審議（平成27年度第11回会議）

3月24日 審議（平成27年度第12回会議）

5月25日 審議（平成28年度第1回会議）

※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め実施しなかった。

※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。また、異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）